都立霊園
立体埋蔵施設（まいぞうしせつ）
使用の手引

本書には東京都霊園条例等に定められた、
都立霊園を使用するときの決まり事が
書かれています。
よくお読みになり、正しくご使用ください。

指定管理者
公益財団法人東京都公園協会

公益財団法人東京都公園協会は、平成 18 年 4 月より東京都の指定管理者として、都立霊園の管理業務を行っております。

目 次

1	使用許可証	3
2	使用上の注意	3
3	使用者の皆さまへのお願い	4
4	遺骨の納骨方法	4
5	施設の工事・設備制限	7
6	各種届出・申請	8
7	献花式	11
8	使用許可の取消し	11

都立霊園のお問い合わせ先 12

令和４年３月発行・令和６年 11 月改訂

1 使用許可証

使用許可証は、立体埋蔵施設を利用する権利を示す唯一の証書です。ご遺骨を埋蔵する場合や改葬する場合、名板の刻字工事を行う場合等の手続きの際に必要となります。

他人に預けたり貸したりすることのないよう、必ず使用許可を受けた人（使用者）が大切に保管してください。使用者の死亡等により名義を変更する場合は、速やかに承継（使用者の変更）手続きをしてください（9～10頁参照）。

＊都立霊園の立体埋蔵施設＊

青山霊園第三区・第五区

谷中霊園第五区

染井霊園第一区

2 使用上の注意

（1）立体埋蔵施設は一般埋蔵施設の対面墓参の利点と合葬埋蔵施設の管理不要の利点を併せ持つ新しい形態のお墓です。一区画に3体まで、現在の使用者とその親族の遺骨を埋蔵することができます。

（2）埋蔵された遺骨は、使用許可日から起算して 20 年間は地上にあるカロートに骨壷の状態で埋蔵し、その後は遺骨を納骨袋に移して、施設内にある地下カロートに共同埋蔵します。使用許可日から 20 年を過ぎて埋蔵する場合は、最初（納骨時点）から地下カロートに共同埋蔵されます。名板・骨壷は 20 年後共同埋蔵の際に東京都で処分いたします。共同埋蔵された後の遺骨の返還・改葬はできません。

（3）「法事等」を行う場合は、事前にご使用の都立霊園窓口に届け出の上、お墓の正面に設けられた参拝広場で行ってください。なお、参拝をする他の方のご迷惑にならないように、小人数・短時間でお願いします。

（4）献花台（線香台）には、花及び線香以外のものを置いたままにすることはできません。法事等でお供物を供えた場合は必ずお持ち帰りください。特に、卒塔婆やお酒・タバコ等のお供えは固くお断りします。

3 使用者の皆さまへのお願い

（1）火災防止について
火のついたお線香は火災の原因となります。お帰りの際にはお線香の火が消えたことを必ず確認してください。

（2）墓参時の注意について
墓参中の置き引き被害が発生しております。墓参の際には手荷物から目を離さないようにしてください。
また、お彼岸等の混雑が予想される時期の墓参には、公共の交通機関をご利用ください。

4 遺骨の納骨方法

（1）申込遺骨は、使用許可を受けた日から3年以内に埋蔵しなければなりません。使用許可日から3年以内に埋蔵しない場合は、使用許可が取り消されます。

（2）既に他の墓所や納骨堂に納骨されている遺骨を都立霊園に納める場合は、あらかじめ改葬の許可を得る必要があります。（6頁参照）。

（3）立体埋蔵施設には、火葬した遺骨でないと埋蔵できません。土葬した遺骨を改葬する場合は、必ず火葬してください。

納骨手続きの手順

1 ご使用の霊園窓口に電話で納骨日時を予約する（電話番号は裏表紙参照）

納骨時に霊園窓口にご持参いただくもの
- 認印
- 「立体埋蔵施設使用許可証」
- 「火葬許可証」又は「改葬許可証」

2 「立体埋蔵施設使用許可証」をご使用の都立霊園窓口に提示する

3 「火葬許可証」又は「改葬許可証」をご使用の都立霊園の窓口に提出する

4 「遺骨共同埋蔵承諾書」※に記名・押印（認印可）する
（霊園の窓口にあります）

※「遺骨共同埋蔵承諾書」は、使用者又は埋蔵手続きを行う方に記入していただきます。
承諾書には下記内容が記載されています。
埋蔵した遺骨を、使用許可日から起算して 20 年経過後に共同埋蔵することについて承諾する。

（4）埋蔵する遺骨は、散らばったり混ざったりしないよう不朽性の入れ物（骨壷等）に入れてください。

（5）埋蔵する骨壷の大きさは、幅、奥行きとも 25cm 以内、高さ 28cm 以内で不朽性のものにしてください。

（6）骨壷（骨箱含む）でお持ちいただく場合は風呂敷等の布に包んでお持ちください。

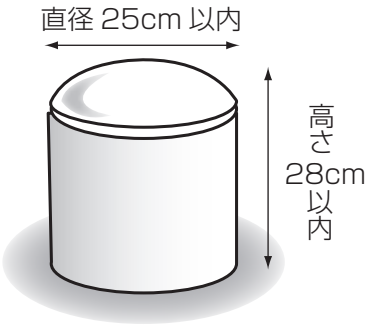

（7）故人の記念品等、副葬品の埋蔵はできません。

（8）遺骨の埋蔵は、職員が行います。使用者及び関係者がカロート及びカロート裏側の管理区域に入ることはできませんので、あらかじめご了承ください。

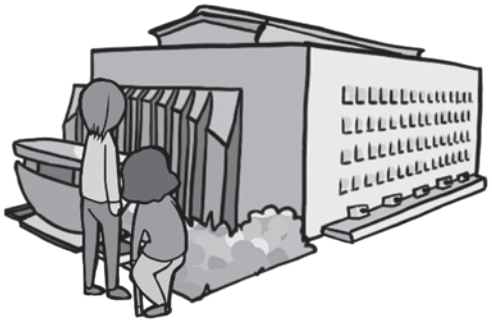

改葬手続きの手順

（火葬許可証で納骨される場合はこの手続きは不要です）

すでに墓所や納骨堂に納骨されている遺骨を別の墓所や納骨堂に移すことを「改葬」といい、「改葬許可証」が必要となります。

改葬許可証は、現在、遺骨が納骨されている墓地や納骨堂が所在する区市町村に申請し、交付されます。なお改葬手続きについては、ご使用の都立霊園の窓口でも確認できます。

①埋蔵・収蔵証明書の発行

現在、遺骨が納骨されている墓地や納骨堂の管理者から「埋蔵・収蔵証明書」を発行してもらいます(有料)。

②使用証明書の発行

霊園の窓口で「使用許可証」を提示し「使用証明書」を発行してもらいます（有料：400 円)。

↓

③区市町村への改葬許可書の申請

現在、遺骨が納骨されている墓地や納骨堂が所在する区市町村の窓口で、上記①の「埋蔵・収蔵証明書」と上記②の「使用証明書」を一緒に提出し、「改葬許可証」の交付を受けてください。

※区市町村によって少し異なりますので、詳細は遺骨が納骨されている墓地や納骨堂が所在する区市町村に事前にお問い合わせください。

↓

④納骨されている墓所や納骨堂からの遺骨の引き取り

遺骨が納骨されている墓地や納骨堂の管理者に上記③で交付された「改葬許可証」を提示し、遺骨をお引き取りください（土葬の場合は火葬が必要です)。

↓

⑤遺骨の納骨

※前頁の「納骨の手続きの手順」をご参照ください。

※⑤以外の手続きについては、手数料が必要になる場合があります。

※お墓のカロートに納骨することを埋蔵といい、納骨堂に納めることを収蔵といいます。

5 施設の工事・設備制限

備付けの名板及び墓誌に刻字をすることができます（費用は自己負担）。

- 名板に刻字をする場合は、「使用許可証」及び「印鑑」を持参し、あらかじめご使用の都立霊園窓口に「簡易工事届」（様式は都立霊園窓口に備えてあります。）を提出してください。

- 名板には、使用者の家名、埋蔵者名（本名）、生年、没年のほかは刻字できません。

＊名板の刻字例＊

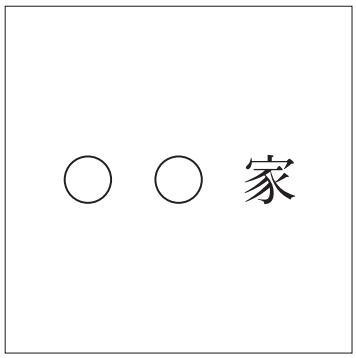

- 墓誌に刻字をする場合は、「使用許可証」及び「印鑑」を持参し、あらかじめご使用の都立霊園窓口に「簡易工事届」（様式は都立霊園窓口に備えてあります。）を提出してください。

- 墓誌に刻字できるお名前は、埋蔵者名（本名）です。刻字の位置や寸法、字体等については定められていますので、ご使用の都立霊園窓口にご確認ください。

＊墓誌の刻字例＊

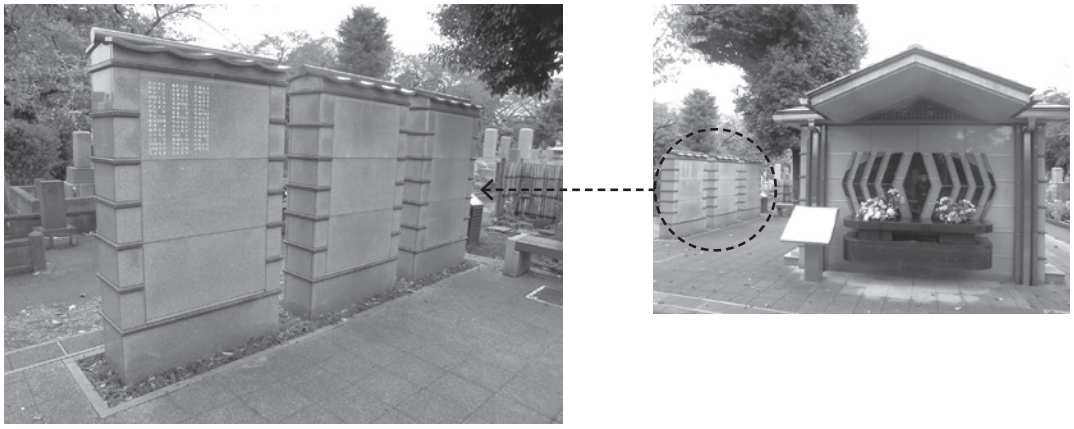

6 各種届出・申請

次の場合には、速やかに都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口で所定の手続きをしてください。
※但し、(5) はご使用の都立霊園窓口に限ります。

(1) 使用者の住所・電話番号が変わったとき

《インターネット》

都立霊園公式サイト「TOKYO 霊園さんぽ」住所・電話・連絡先 変更申請フォームにて受け付けております。

○ **スマートフォン**

○ **パソコン　https://www.tokyo-park.or.jp/reien/form/**

《郵送又はファックス》

下記の事項を記載し、お近くの都立霊園窓口又は公園協会霊園課へ速やかに書面により届け出てください。※住所は裏表紙参照

① 使用者氏名	③ 新住所・電話番号
② 使用者管理番号	④ 旧住所・電話番号

公益財団法人 東京都公園協会霊園課　　＊ファックス番号＊ 03-3232-3194

※住民票を提出していただく場合もあります。

(2) 使用者の本籍、氏名が変わったとき

本籍、氏名が婚姻等により変わったときは、下記の書類をご用意の上、お近くの都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口へ届出をしてください。

① 使用許可事項変更届（用紙は申請受付窓口にあります）
② 変更の事実（新・旧の内容）が記載してある戸籍謄本類
③ 立体埋蔵施設の使用許可証
④ 使用者の認印

(3) 使用許可証の再交付を受けるとき

使用許可証を紛失したときや破損したときは、使用者は使用許可証の再交付を受けることができます。下記の書類等をご用意の上、お近くの都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口で再交付の申請をしてください。

① 使用許可証再交付申請書（用紙は申請受付窓口にあります）
※申請時に申請者の実印を押していただきます。
② 霊園管理料の領収証又は口座振替通知書（直近に支払ったもの）
③ 住民票（本籍の記載があり、申請日において、発行から 3 カ月以内のもの）
④ 使用者（名義人）の実印
⑤ ④の実印の印鑑登録証明書（申請日において、発行から 3 カ月以内のもの）
⑥ 再交付手数料（1,200 円）
⑦ 郵送料として、530 円分の切手

※再発行手数料・郵送料は、令和 6 年 10 月現在のものです。

(4) 使用者（名義人）を変更するとき

使用者の死亡、婚姻、高齢等によって祖先の祭祀を行うことが困難となり、使用者を変更する場合は、速やかにお近くの都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口で承継手続（名義変更）をしてください（次頁参照）。特に、使用者が亡くなった後に、新たに埋蔵や施設の返還等をされる場合には、予め承継手続を行っていないと埋蔵や返還等の申請ができなくなります。必ず手続きをお願いします。

承継申請手続（名義変更）に必要な書類

使用者を変更し、墓所を受け継ぐことを承継といいます。都立霊園を承継する方は、①当該墓所の祭祀主宰者であること②原則として使用者の親族であり、次ページの表「承継者」に該当する方です。承継手続には、次の共通書類のほか、変更理由や承継者により異なる書類が必要になります。事前にお近くの都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口にご相談の上、必要書類等を整えて手続きしてください。

※ 祭祀主宰者とは前祭祀主宰者（＝前名義人）からお墓等を引き継ぎ守るとともに、葬儀・法要の喪主・施主を務めるなど祖先や先故者の供養をしていく方のことをいいます。

1) 共通書類（①と②の用紙は、都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口に備えてあります。）

① 承継使用申請書（申請時に申請者の実印を押していただきます。）
② 誓約書（申請時に申請者の実印を押していただきます。）
③ 申請者の実印と印鑑登録証明書（申請日において、発行から3カ月以内のもの）
④ 申請者の戸籍謄本（申請日において、発行から6カ月以内のもの）
※使用者（名義人）が死亡したとき、法定相続情報一覧図をご使用の場合でも、申請者の現在の戸籍謄本は別途必ずご用意ください。
⑤ 使用者（名義人）と申請者の戸籍上のつながりが確認できる戸籍謄本類
⑥ 立体埋蔵施設使用許可証

2）変更理由等により共通書類のほかに必要となる書類（下記の表をご参照ください。）

<table>
<tr><th colspan="2">変更理由</th><th>承継者</th><th>必要な書類</th></tr>
<tr><td rowspan="5">使用者が
（名義人）
死　亡
したとき</td><td>承継する者を指定している場合</td><td>指定された者</td><td>① 使用者の死亡記載の戸籍謄本類
② 遺言書等の原本（承継者の指定の記載があるもの）等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">承継する者を指定していない場合</td><td>祖先の祭祀を主宰していることを説明できる者</td><td>① 使用者の死亡記載の戸籍謄本類
② 祭祀を主宰していることが確認できる書類（使用者の葬儀一式費用の領収書、法事の施行証明（寺社等公印付き）等）の原本</td></tr>
<tr><td>配偶者及び子全員（場合によっては親族等）の協議等により定められた者</td><td>① 使用者の出生から死亡までの全ての戸籍謄本類
② 協議成立確認書（協議者全員の記名押印が必要であり、かつ、申請者と代表者 1 名は実印の押印が必要）
③ 実印を押した者の印鑑登録証明書（申請日において、発行から 3 カ月以内のもの）
④ 協議者全員の戸籍上のつながりが確認できる戸籍謄本類</td></tr>
<tr><td>現在祭祀を主宰している者から祭祀承継人として推薦された者</td><td>① 使用者の死亡記載の戸籍謄本類
②「疎明（事情説明）・推薦書」に疎明（事情説明）推薦者の実印を押したもの
③ 疎明推薦者の印鑑登録証明書（申請日において、発行から 3 カ月以内のもの）
④ 祭祀を主宰していることが確認できる書類（使用者の葬儀一式費用の領収書、法事の施行証明（寺社等公印付き）等）の原本
⑤ 疎明（事情説明）・推薦された者との戸籍上のつながりが確認できる戸籍謄本類</td></tr>
<tr><td>祖先の祭祀を主宰しているが、自らそのことを説明できない者</td><td>① 使用者の死亡記載の戸籍謄本類
②「疎明（事情説明）・推薦書」に疎明（事情説明）推薦者の実印を押したもの
③ 疎明推薦者の印鑑登録証明書（申請日において、発行から 3 カ月以内のもの）
④ 祭祀を主宰していることが推定できる書類（申請者が現名義人の死亡を届け出たことがわかる戸籍謄本、申請者が現名義人の火葬許可を申請したことが分かる火葬許可証等）
⑤ 疎明（事情説明）・推薦された者との戸籍上のつながりが確認できる戸籍謄本類</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用者が生前に
① 婚姻・離婚・養子縁組等の理由で承継者を指定したとき
② その他高齢・病気等特別な理由により、承継者を指定したとき
※ 新規使用許可日より10年間は原則としてお受けできません。</td><td>指定された者</td><td>① 指定書（使用者の実印を押印したもの）
② 使用者の印鑑登録証明書（申請日において、発行から 3 カ月以内のもの）
③ 申請理由が確認できる書類</td></tr>
<tr><td colspan="2">家庭裁判所で指定されたとき</td><td>指定された者</td><td>① 使用者の死亡記載の戸籍謄本類（使用者の死亡時のみ）
② 家庭裁判所の審判書又は調停調書</td></tr>
</table>

※ 上記書類等は、必ず原本をお持ちください。なお、印鑑登録証明書以外の書類について、原本の返却を希望される場合は、原本と共に写しを提出してください。

※ 上記必要書類の他に、次の**手数料等**が必要となります。
① **承継手数料**として、1,800 円
② 使用許可証の**郵送料**として、530 円分の切手（承継手数料と郵送料は、令和 6 年 10 月現在のものです。）

※ 場合によって同意書等が必要となることがあります。また、追加書類が必要になる場合がありますのでその際はご協力をお願いします。

(5) お墓を使用しなくなったとき（施設の返還）※都立霊園窓口の取り扱いとなります

使用許可日から 20 年の間に使用している立体埋蔵施設を使用しなくなった（使用を終了する）場合は、下記の書類等をご用意の上、ご使用の都立霊園窓口で速やかに返還の手続きをしてください。既に埋蔵済みの場合は、埋蔵した全ての遺骨を改葬していただく必要があります。

使用許可日から 20 年経過後は、地下カロートに共同埋蔵された遺骨及び、施設の返還はできません。なお、使用許可を受けた日から3年以内に使用終了届を提出し、遺骨の改葬をされた場合は、使用料の全額のうち半額をお返しいたします。

① 使用者（名義人）の実印
② 使用者（名義人）の実印の印鑑登録証明書（申請日において、発行から3カ月以内のもの）
③ 立体埋蔵施設使用許可証
④ 埋蔵施設使用終了届（ご使用の都立霊園窓口に備えてあります。）

7 献花式

毎年 10 月 1 日（都民の日）に
墓地管理者が埋蔵者に対し、献花を行います。

8 使用許可の取消し

次の場合には、東京都霊園条例の規定により、使用許可を取り消すことがあります。

- 使用許可を受けた施設を他人に貸し、又は使用する権利を譲渡したとき。
- 使用許可日から3年以内に埋蔵しないとき。
- 東京都霊園条例第二章（埋蔵施設等の使用）の規定に違反し、又は同章の規定による命令に違反しているとき。
- 使用許可に付した条件※に違反している。
- 偽りその他不正な手段により、許可を受けたとき。

※使用許可に付した条件

- 東京都霊園条例及び東京都霊園条例施行規則の規定を遵守すること。
- 埋蔵する際に、施設内の指定された区域に他の遺骨と共に埋蔵することに同意すること。
- 使用者の責に帰すべき理由によって知事が設置した施設又はこれに附属する設備を損傷したときは、補修し、又はこれに要する費用を賠償すること。

都立霊園のお問い合わせ先　お問い合わせの際は、お手元に使用者管理番号をご用意ください。

多磨霊園管理事務所	**042 (365) 2079**	183-0002 府中市多磨町 4-628
八柱霊園管理事務所	**047 (387) 2181**	270-2255 千葉県松戸市田中新田 48-2
小平霊園管理所	**042 (341) 0050**	189-0012 東村山市萩山町 1-16-1
八王子霊園管理所	**042 (663) 1533**	193-0826 八王子市元八王子町 3-2536
青山霊園管理所	**03 (3401) 3652**	107-0062 港区南青山 2-32-2
谷中霊園管理所	**03 (3821) 4456**	110-0001 台東区谷中 7-5-24
雑司ケ谷霊園管理事務所	**03 (3971) 6868**	171-0022 豊島区南池袋 4-25-1
染井霊園管理所	**03 (3918) 3502**	170-0003 豊島区駒込 5-5-1
公益財団法人 東京都公園協会霊園課	**TEL. 03 (3232) 3151 FAX. 03 (3232) 3194**	160-0021 新宿区歌舞伎町 2-44-1 東京都健康プラザハイジア 9F

【窓口の申請書類受付時間】8：30 ～ 16：30（お問い合わせ等は 17：30 まで）

【東京都公園協会霊園課の申請書類受付時間】8：30 ～ 16：30（お問い合わせ等は 17：15 まで）

都立霊園の窓口は、年末年始 (12 月 29 日～ 1 月 3 日）は休業です。

公益財団法人東京都公園協会霊園課の窓口は、土・日・祝日及び年末年始 (12 月 29 日～ 1 月 3 日）は休業です。

※現在、東京都庁では墓所に関する各種手続きは取り扱っておりません。

《 チャットボットのご案内 》

都立霊園に関するご質問に“みたまちゃん”がお答えします。

“みたまちゃん”をクリックして、質問を入力してください。

詳しくはこちらまで

霊園さんぽ　検索

TOKYO 霊園さんぽ
https://www.tokyo-park.or.jp/reien/index.html